

動物シェルターについての意見書

2019年2月26日

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県庁県庁舎

茨城県知事 大井川 和彦 様

(TEL:029-301-1111)

〒309-1606 茨城県笠間市日沢47

茨城県動物指導センター 御中

(TEL:0296-72-1200、TEL:0296-72-2271)

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル4階 植田法律事務所

THEペット法塾代表 弁護士 植田勝博

TEL:06-6362-8177、FAX:06-6362-8178

貴県において、動物の命と共生に沿う殺処分ゼロを目指す行政について高く敬意を表します。

この度、貴県、茨城県動物指導センターにおかれて、「長期に動物の保護ができるスペースの不足」を理由として殺処分がなされようとしていることに危惧を致します。

- 1 「殺処分ゼロ」とは、動物の愛護及び管理に関する法律（及び行政の運用指針の付帯決議）においては、殺処分目的の猫は引取らないこと、犬は所有者探し（所有者の権利と犬の保護）をし、所有者がいない犬（遺失物法に基づく公示期間満了後）については、広く譲渡募集をして殺処分をしないために最大限努力をする責務が規定されています。

即ち、動物は引取って譲渡をすることを基本としており、その間のシェルターは必須であります。犬は基本的に人間が好きで、人に馴れる性質を持ち、野犬は人がこわくて臆病だとされるものの、人への信頼が譲成されると容易に飼養が可能であると言われていています。所有者のいない犬もこれを殺傷、虐待、遺棄については、犬の命の法益のために犯罪とされます。

犬は一頭毎に個性をもっており、人との多くの巡り会いで世の中に1人でも「自分が飼ってやろう」という人があれば人も犬も幸せになります。生き物同士の結婚のようなものです。基本的には個性のある犬たちは、問題があるとされる犬を含めて全てが譲渡される機会が与えられる必要があり、そのための「シェルター」が必須です。

現在「譲渡適性」という言葉が環境省や行政で述べられることがあります、それは殺処分行政を続けることを容認する用語として用いられています。

犬の引取りと譲渡をするについては、行政シェルターが必須であることは自明ですが、譲渡が難しい犬も必然的に取り込むこととなります。これは人と動物との共生を核として最大限尽力をしていただきたいと思います。

茨城県に緊急避難的行政シェルターができること、さらに恒常的な「行政シェルター」の設置されるならば、全国の注目すべきモデルケースとなります。

2 動物との共生は、人間も動物として共生することは普遍的道理であり、今、私達人類は、それを正面から受け入れざるを得ない時代にあると考えます。

貴県の時代を進めるシェルター設置を、多くの困難はあろうと考えますが、強く期待して注目致します。

是非、全国から注視される中において前に一歩進められますことを切に願う次第であります。